

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

## 令和7年度スポーツ科学を活用したトップパラアスリート輩出事業 業務委託仕様書

### 1 委託事業名

令和7年度スポーツ科学を活用したトップパラアスリート輩出事業業務委託

### 2 業務の目的

スポーツ科学の知見を活用した発掘・育成から強化支援まで一貫したサポート体制を整備することで、将来パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍する本県ゆかりのアスリートを輩出することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

### 4 委託料の上限額

18,378,176円以内（税込み）

### 5 業務内容

本事業は、以下の（1）～（7）の業務で構成する。

- （1）プラチナエース発掘のための競技体験会・体力測定会
- （2）プラチナエース育成支援
- （3）プラチナシャイン基礎強化支援
- （4）プラチナシャイン強化支援
- （5）スポーツ科学に基づいた支援
- （6）関係団体の意見集約及び今後の方向性の検討
- （7）その他の業務

#### （1）プラチナエース発掘のための競技体験会・体力測定会

##### ア 概要

- ① 国際大会で活躍が期待される障害者アスリートを発掘するため、競技体験会・体力測定会を実施する。
- ② 本イベントの参加者の中から、来年度のプラチナエースを選考するため、多くの競技体験ができるよう企画すること。

##### イ 業務内容

- ① 競技体験会・体力測定会の企画及び運営
  - ・ 令和7年9月14日（日）、令和7年10月19日（日）に埼玉県障害者交流センター又は同センターと同等以上の効果が見込める会場で実施する。
  - ・ 測定項目の企画
  - ・ 体験項目の企画（県内競技団体等から協力を得ながら実施すること）
  - ・ 会場及び設備等の借り上げに関すること。
  - ・ 参加者募集に関すること。（特別支援学校や県リハビリテーションセンタ

- 一の利用者などと広く募集をする)
- ・関係団体等との連絡調整に関すること。
- ・関係団体等への運営協力依頼や実施体制に関すること。(競技団体や特別支援学校体育連盟、県パラスポーツ指導者協議会等)
- ・事業の情報発信に関すること。
- ② 次年度業務に関する企画、調整
  - ・次年度の会場及び日程調整に関すること。

## (2) プラチナエース育成支援

### ア 趣旨

- ① 競技体験会・体力測定会の参加者から活躍が期待される選手をプラチナエースと認定し、プラチナシャイン及び基礎強化対象選手(国際大会や国内主要大会に出場)レベルを目指し、育成支援を行う。

### イ 業務内容

- ① 認定証交付式の運営に係る事務
  - ・令和7年度プラチナアスリートに対する認定証交付式の運営に係る事務(開催通知、選手並びに関係者との調整及び当日の準備等)を行う。
- ② 育成費の交付
  - ・育成費交付に必要な規定を定める。
  - ・県内競技団体等が作成する育成計画に基づき、県内競技団体等の実態を把握した上で、育成費を交付する。
  - ・県内競技団体等から実績報告を提出させる。
- ③ 育成事業の実施
  - ・プラチナエース及び関係者を対象に、有益な情報を与えられるような研修等を実施する。
- ④ 令和8年度プラチナエースの選考
  - ・選考に必要な規定の作成や選考委員会の設置
  - ・県内競技団体等から推薦された選手(競技体験会・体力測定会の参加者)の中から選考委員会でプラチナエースを決定する。

## (3) プラチナシャイン基礎強化支援

### ア 趣旨

- ① 県内の競技団体等を対象に競技力向上のための支援を行い、県内トップレベル選手の全体的な底上げを図る。

### イ 業務内容

- ① 強化費の交付
  - ・強化費交付に必要な規定を定める。
  - ・県内競技団体等が作成する強化計画に基づき、県内競技団体等の実態を把握した上で、強化費を交付する。
  - ・県内競技団体等から実績報告を提出させる。
- ② 県内競技団体等とのヒアリング
  - ・県内競技団体等の実態を把握するため、発掘・育成・強化事業の実施状況を確認する。
  - ・ヒアリング内容及び既存事業を改善するための提案等を県に報告する。

#### (4) プラチナシャイン強化支援

##### ア 趣旨

- ① 国際大会や国内主要大会での活躍が期待される選手に対し、スポーツ科学を活用した支援を行う。

##### イ 業務内容

###### ① 認定証交付式の運営に係る事務

- ・令和7年度プラチナアスリートに対する認定証交付式の運営に係る事務（開催通知、選手並びに関係者との調整及び当日の準備等）を行う。

###### ② 健常者アスリートと障害者アスリートの合同事業

- ・健常者アスリートと障害者アスリートの合同事業を実施すること。
- ・実施内容については、県及び関係団体と調整の上、実施すること。

###### ③ 令和8年度プラチナシャインの選考

- ・令和8年度プラチナシャインを募集する。なお、募集期間は2月上旬から概ね1か月とし、日本パラリンピック委員会加盟競技団体、一般財団法人全日本ろうあ連盟関係団体、県内競技団体及び一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会等に働きかけをして幅広い選手から応募が来るようにすること。
- ・令和8年3月に選考委員会を開催する。
- ・選考委員会の開催については、県及び関係団体と調整の上、実施すること。

#### (5) スポーツ科学に基づいた支援

##### ア 趣旨

- ① 栄養学やコンディショニングなどスポーツ科学の面から強化支援を行う。

##### イ 業務内容

###### ① 支援事業の実施

- ・本事業で支援している選手のニーズに応じた企画を実施する。

#### (6) 関係団体の意見集約及び今後の方向性の検討

ア 上記(1)～(5)について、関係団体等からの意見を聴取し、県に報告する。

イ 上記(1)～(5)について、専門家からの意見を聴取し、事業の充実に向けた今後の方針案を示す。

### 7 その他の業務

- (1) 事業の進捗状況の報告及び実施上の課題等について県との情報共有の場を定期で設けること
- (2) 事業の企画及び運営計画に関すること
- (3) 会場及び設備等の借り上げに関すること
- (4) 関係団体等との連絡調整に関すること
- (5) 関係団体等への役員派遣依頼に関すること
- (6) 事業の準備業務に関すること（各種契約・支払業務を含む）
- (7) 事業実施に係る会議の開催に関すること
- (8) 救護体制に関すること

- (9) 記録等の作成に関すること
- (10) 次年度業務に関する企画、調整に関すること
- (11) 事業の情報発信に関すること
- (12) その他事業進行全般に関すること

## 8 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

## 9 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

## 10 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。
- (4) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。